

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 疋田 英司

税理士 中富 強

税理士 松谷 正俊

当事務所は  
消費税の税率アップ実施に

# 反対

です。



## 9月の税務・労務

7月決算法人の確定申告	9月中の 決算応答日
1月決算法人の中間申告	月末の場合
4,10,1月決算法人の消費税中間申告(年税額400万円超)	10月1日(月)
・社会保険料・児童手当拠出金(8月分)の納付期限	10月1日(月)
・源泉所得税、特別徴収税額(8月分)の納付期限	9月10日(月)

## 9月の行事・業務案内

- 1(土) 防災の日
- 7(金) 白露
- 9(日) 重陽
- 17(月) 敬老の日
- 21(金) 秋の全国交通安全運動
- 22(土) 秋分の日
- 30(日) 十五夜



## 消費税増税法は決まったけれど



増税実施にはハードルがある！

民自公3党の強行採決で消費税増税法が可決成立した。消費税率は平成26年4月から8%、平成27年10月から10%になる予定だ。

しかし、無条件で税率アップができるわけではない。税率アップの条件は下表の3点だ。

逆進性対策は給付付税額控除の導入で準備を進めており、複数税率で食料品などへの低税率を適用する方法は煩雑で予定にないようだ。しかし、

税調委員から「給付」は消費税対策か福祉給付かはつきりしない。曖昧に進めることは憲法問題だとも批判されている(政府税調議事録)。

転嫁については「消費税は転嫁されるもの」とPRするとともに、独禁法などの法整備を行い、

- ① 逆進性の解決のため低所得者への対策を行うこと(逆進性対策)
- ② 中小業者で問題となっている「転嫁」が行えるための対策を行うこと(転嫁対策)
- ③ 景気対策のため、名目3%・実質2%の経済成長率条件をクリアすること(景気対策)

税務署に相談窓口を設けるそうだ。税務署が何をしてくれるのだろうか。

景気条項は大規模な公共事業でクリアさせるつもりか、国債がまた増えるようだ。いずれにしても、消費税や年金保険料のアップは「税と社会保障の一斉攻撃」にさらされる中小企業の経営者にはきびしい。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル301号  
Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール: info@kskj.jp  
URL: http://kskj.jp

税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)  
【取次会社】(生命保険)大同、(ビジネス)MJS、弥生会計  
(生保・損保) ユナイテッド・インシュアランス(株)

## 当事務所が行っている業務

税務申告作成/税務経理相談/決算節税対策/税務調査立会い/記帳代行業務/給与計算/会計ソフト導入支援/保険相談/資金調達相談/経営相談/経営計画作成/起業支援/事業承継/相続対策/相続手続き代行/成年後見人

## 今号の紙面

- 消費税税率アップは条件付 ○税率アップ以外の見直し
- 9月の事務ごよみ ○飲食店向けセミナーのご案内
- 顧問先紹介「きの整骨鍼灸院」 ○Q&Aダイレクト納付

### 消費税税率アップ以外に免税点制度などの見直し

消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%と2段階で引き上げる消費増税を中心とした社会保障・税一体改革関連法は8月10日可決成立した。

これに伴い、消費税制度の「信頼性を確保するため」に、①資本金1000万円未満の新設法人に係る事業者免税点制度、②簡易課税制度におけるみなし仕入れ率、③中間申告制度の見直しを行うと述べている。

**事業者免税点制度**では、資本金1000万円未満の新設法人は設立から2年間免税事業者となる。ところが、会計検査院から、2年間免税となっている新設法人のなかには、設立当初から相当の売上高がある法人や、1000万円未満の資本金で法人を設立し、第2期の期中に資本金を1000万円に増資することで2年間免税となっている法人、設立後2年間免税の適用を受け、設立3期目以降に解散等している法人があるなどの指摘があった。

こうしたことから、新設法人を利用した租税回避行為を防止する観点と、中小事業者の事務負担への配慮という制度本来の趣旨とのバランスを考慮して、5億円超の課税売上高を有する事業者が直接または間接に支配する法人を設立した場合については、その設立した法人の設立当初2年間については、課税事業者とする見直しを行う。この改正は、2014年4月1日以後に設立される法人について適用される。

**簡易課税制度**のみなし仕入れ率(概算的な控除率)については、2008年度分の申告実績を基にした実態調査を行った結果、金融業や不動産業、サービス業など一部業種において、みなし仕入れ率の水準が実際の仕入れ率を大幅に上回っている状況にあることが確認された。このため、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、みなし仕入れ率の水準について必要な見直しを行うこととされた。

**中間申告制度**については、直前の課税期間の確定消費税額が48万円(地方消費税を含むと60万円)以下の事業者は、中間申告の必要はないが、これらの事業者のうち、自主的に中間申告を行う意志がある事業者について、2014年4月以後に開始する課税期間から、任意に中間申告できる制度を導入する。なお、消費税の中間申告に係る確定消費税額の最低額については、現行の最低額と同一とすることを基本に調整する。

### 飲食業向けセミナーのご案内

このたび、当事務所主催で飲食店向け集客・売上アップセミナーを開催することとなりました。

当日は、日本フードアドバイザー協会の飲食業コンサルを迎えて、飲食業経営のノウハウをご提供します。

飲食業を営まれている顧問先様はもちろん、お知り合いに飲食業を営まれている方がいらつしやいましたら、ぜひご紹介ください。

今回は、年末商戦に向けた対策などもお話いたします。新たに開業を予定されている方にもご案内いただきますようお願い申し上げます。

テーマ1  
講師：遠山 景子 とおやま けいこ  
一般社団法人 日本フードアドバイザー協会  
◇ アドバイザー

「飲食店の現場が無理なく出来得る範囲内で最大の結果を出す方法・手段を見出す」ことに注力し、これまでに1000件以上の飲食店の増客増収支援を実施。店舗の業種業態や立地特性に見合った戦略立案に長け、数多くの成功実績を持つ。

テーマ2  
講師：疋田 英司 ひきた えいじ  
税理士法人京阪総合会計事務所  
◇ 代表社員 / 税理士

FAAJ飲食店サポートクラブの会員税理士として、飲食店経営者の皆さんの税務会計業務や経営相談などを実施。資産税業務にも精通しており、相続対策などでは他の税理士や弁護士などと顧問契約しアドバイスを提供している。税務調査にも強く、調査対策実績も多数。

飲食店オーナー様 応援企画 \O/ 参加費無料

## 飲食店 集客・売上アップセミナー

お客を増やす 「繁盛の方程式」 × 利益をつくる 「儲かる仕組み」

日時 10月15日(月) 14:00~16:00 参加費 無料!

会場 枚方市立メセナひらかた会館 5階職業講習室 大阪府枚方市新町2-1-5 ※東阪電車本線「枚方市駅北口」より約400m 特典 飲食店経営 無料個別相談 税務会計 ※抽選で各2名様(セミナー終了後30分)

お申込み ▶ 裏面のお申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください!

主催 一般社団法人 日本フードアドバイザー協会 税理士法人 京阪総合会計事務所 後援 一般社団法人 日本フードアドバイザー協会  
協力企業 (マイナー) かんぱん栄光 / クリエイトPMASATO / 健友交易 有限会社  
飲食店オーナー様必読! 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業 / 宮本住建 / 株式会社 山田酒店

## 9月の事務ごよみ

## ●労働衛生面のチェック

9月は、10月1日から始まる全国労働衛生週間の準備月間です。

労働衛生面の管理不備が、労災事故につながるケースは少なくありません。改めて職場の作業環境や健康管理の見直しを図りましょう。スローガンの募集など、自社独自の運動を展開して安全意識を高めるのも効果的です。

## ●厚生年金保険料率の改定（アップ）

2012年9月（10月末納付期限分）より厚生年金保険料率が引き上げられ、一般被保険者は16.766%（改定前は16.412%）となります。今後も毎年0.354%ずつ引き上げられ、最終的には18.3%で固定される予定です。改定後の一般被保険者の保険料（全額と労使折半額）については下の表を参照してください。

坑内員・船員については、17.1%（改定前は16.944%）に引き上げられます。

## ○平成24年9月分からの厚生年金保険料額表

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	日額		全額	折半額	全額	折半額
				16.766%	8.383%	17.192%	8.596%
			円以上 円未満				
1	98,000	3,270	円以上 ~ 101,000	16,430.68	8,215.34	16,848.16	8,424.08
2	104,000	3,470	101,000 ~ 107,000	17,436.64	8,718.32	17,879.68	8,939.84
3	110,000	3,670	107,000 ~ 114,000	18,442.60	9,221.30	18,911.20	9,455.60
4	118,000	3,930	114,000 ~ 122,000	19,783.88	9,891.94	20,286.56	10,143.28
5	126,000	4,200	122,000 ~ 130,000	21,125.16	10,562.58	21,661.92	10,830.96
6	134,000	4,470	130,000 ~ 138,000	22,466.44	11,233.22	23,037.28	11,518.64
7	142,000	4,730	138,000 ~ 146,000	23,807.72	11,903.86	24,412.64	12,206.32
8	150,000	5,000	146,000 ~ 155,000	25,149.00	12,574.50	25,788.00	12,894.00
9	160,000	5,330	155,000 ~ 165,000	26,825.60	13,412.80	27,507.20	13,753.60
10	170,000	5,670	165,000 ~ 175,000	28,502.20	14,251.10	29,226.40	14,613.20
11	180,000	6,000	175,000 ~ 185,000	30,178.80	15,089.40	30,945.60	15,472.80
12	190,000	6,330	185,000 ~ 195,000	31,855.40	15,927.70	32,664.80	16,332.40
13	200,000	6,670	195,000 ~ 210,000	33,532.00	16,766.00	34,384.00	17,192.00
14	220,000	7,330	210,000 ~ 230,000	36,885.20	18,442.60	37,822.40	18,911.20
15	240,000	8,000	230,000 ~ 250,000	40,238.40	20,119.20	41,260.80	20,630.40
16	260,000	8,670	250,000 ~ 270,000	43,591.60	21,795.80	44,699.20	22,349.60
17	280,000	9,330	270,000 ~ 290,000	46,944.80	23,472.40	48,137.60	24,068.80
18	300,000	10,000	290,000 ~ 310,000	50,298.00	25,149.00	51,576.00	25,788.00
19	320,000	10,670	310,000 ~ 330,000	53,651.20	26,825.60	55,014.40	27,507.20
20	340,000	11,330	330,000 ~ 350,000	57,004.40	28,502.20	58,452.80	29,226.40
21	360,000	12,000	350,000 ~ 370,000	60,357.60	30,178.80	61,891.20	30,945.60
22	380,000	12,670	370,000 ~ 395,000	63,710.80	31,855.40	65,329.60	32,664.80
23	410,000	13,670	395,000 ~ 425,000	68,740.60	34,370.30	70,487.20	35,243.60
24	440,000	14,670	425,000 ~ 455,000	73,770.40	36,885.20	75,644.80	37,822.40
25	470,000	15,670	455,000 ~ 485,000	78,800.20	39,400.10	80,802.40	40,401.20
26	500,000	16,670	485,000 ~ 515,000	83,830.00	41,915.00	85,960.00	42,980.00
27	530,000	17,670	515,000 ~ 545,000	88,859.80	44,429.90	91,117.60	45,558.80
28	560,000	18,670	545,000 ~ 575,000	93,889.60	46,944.80	96,275.20	48,137.60
29	590,000	19,670	575,000 ~ 605,000	98,919.40	49,459.70	101,432.80	50,716.40
30	620,000	20,670	605,000 ~	103,949.20	51,974.60	106,590.40	53,295.20

- 厚生年金保険料率（平成24年9月1日～平成25年8月31日 適用）  
 一般の被保険者等 …16.766% （厚生年金基金加入員 …11.766%～14.366%）  
 坑内員・船員の被保険者 …17.192% （厚生年金基金加入員 …12.192%～14.792%）
- 児童手当拠出金率 …0.15%  
 ※児童手当拠出金については事業主が全額負担することとなります。



うちのお客様です

# きのの整骨鍼灸院



院長の木野陽子さんは、元全日本女子硬式野球の選手。診療所にはネットを張った投球・バットイング練習用マウンドや室内ジムを備える一風変わった整骨院。▼プロスポーツ選手のトレーナーも行っており、専用メーカーのスポーツドリンク・サプリメント等の販売も行っている。▼強い運動が苦手な人には高周波セルトロンを準備している。血行促進や細胞活性と同時にカラーゲン・エラスチンの再生が活発になるため、サイズダウンだけでなく、加齢や産後の身体のたるみ、セルライト、妊娠線が薄くなったと連日予約が途切れない。▼往診にも応じており、高齢者のご家庭やクラブチームへも往診に行っている。



☆住所☆  
 交野市星田 6-29-3  
 072-380-6427  
 ☆診察時間☆  
 9:00~12:30  
 16:00~19:30  
 {月・火・水・金}  
 9:00~12:30  
 {木・土}  
 休診日…日曜、祝日

## Q&A コーナー

所得税の振替納税のような納税方法は法人にはないのですか？

Q 所得税の振替納税のように、法人税などを自動的に引落しされる税金の納付方法はありますか？

A ダイレクト納付があります。

ダイレクト納付は、税務署に事前届出をして、e-TAXを利用して納税するもので、申告や徴収高計算書を送信した後に、簡単な操作を行うだけで預金口座から振り替えられ、納付が完了するというものです。納付日を指定することもできます。

利用開始までの流れは、次のとおりです。

- ① 「e-TAX利用開始届出書」をe-TAXのサイトからオンラインで提出
  - ② 利用者識別番号が即時発行される
  - ③ e-TAXソフトをインストールする
  - ④ 「ダイレクト納付届出書」を作成して税務署に提出する
  - ⑤ 「ダイレクト納付登録完了通知書」がメッセージボックスに格納される
  - ⑥ ダイレクト納付の利用開始
- ダイレクト納付は、電子申告が可能な税目(源泉所得税・法人税・消費税及び地方消費税・申告所得税・酒税・印紙税)での利用はもちろん、これ以外の税目でも納付情報データを登録すれば利用可能です。ダイレクト納付できる金融機関は、国税庁ホームページで確認してください。